

鳥獣被害防止特別措置法等の改正について

1. 法改正の必要性

(1) 人命を守り、山村及び中山間地等の農林水産業の衰退防止

山村及び中山間地の人口の減少と高齢化に伴い、猪、鹿等の鳥獣が激増し、農業被害が拡大する一方、農業者の営農意欲を減退させ、耕作放棄地を拡大させるなど農林水産業の荒廃を招いている。しかも、農林水産業の荒廃→鳥獣のさらなる増加→農業の被害拡大→農村地域の一層の荒廃、という悪循環に陥っている。また、人間の居住地域への熊、猪等の進入も頻発しており、人の生命・身体への危険も現実のものとなっている。

鳥獣の増加と農村の荒廃の悪循環を断ち切り、これら地域の農業の衰退を防止し、鳥獣から人命を守ることは国政の喫緊の課題である。

(2) 鳥獣保護と有害鳥獣駆除のバランスの確保

日本固有の生態系を構成する鹿、猪等の鳥獣の保護は必要であるが、現状は生態系の維持を超えて鳥獣が増え、農業への被害を拡大しているのみならず、微妙なバランスの上に成り立つ多様な生態系にも深刻な影響を及ぼしている。シカの食害に伴う里地里山でのウグイスやノアザミの減少、南アルプスの高山植物の激減、知床の原生的自然の森林の枯渇、雷鳥の絶滅の危惧など、自然の生態系に深刻な影響を及ぼしている。鳥獣の個体数を調査し、鳥獣の保護と有害鳥獣の駆除とのバランスを確保し、生物多様性を維持し、持続可能な社会を実現していくことが必要である。

(3) 狩猟人口の増大と担い手の確保

鳥獣被害防止における狩猟及び狩猟者の果たす役割はますます重要となっている。有害鳥獣に強い捕獲圧力をかけ、他の動物とのバランスを取り戻すとともに、狩猟者は行政や地域と連携し、狩猟、駆除及び個体数調整の主要な担い手としての役割が期待されている。しかるに狩猟人口は過去 30 年間に 53 万人から 16 万人へと 37 万人も減少し、狩猟免許所持者の 60 歳以上の比率が平成 20 年現在で 60% と高齢化している。これが有害鳥獣の増加の一因となっている。狩猟人口の増大と担い手確保が急務の課題である。狩猟免許期間の延長、ライフル銃所持要件の緩和など複雑な手続きを緩和する一方、射撃場の計画的な整備等によりその質の向上を図る必要がある。

(4) 捕獲鳥獣の肉の有効活用

捕獲した鳥獣を無駄にせず、自然の恵みとして、国産の貴重な食材として有効活用を図ることを通じ、山村地域の新たな特産物や産業の掘り起こしなど、地域の活性化につなげる。

(5) 各種法律の改正

主に以上の目的を実現するため、この法律案において「鳥獣被害防止特別措置法」、「鳥獣保護法」及び「銃刀法」の改正を行うこととしている。

2. 法案の主な内容

(1) 鳥獣被害防止特別措置法の一部改正

① 「有害鳥獣」の文言の使用

農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣を「有害鳥獣」と定義し、「有害鳥獣」の文言を法律上用いること。

② 住民への被害を防止するための対応

- ・ 市町村の被害防止計画において定める事項として、対象鳥獣による住民の生命等に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項を加えること。
- ・ 鳥獣被害対策実施隊員の職務として、市町村長の指示を受け、有害鳥獣の捕獲等で住民の生命等に係る被害を防止するため緊急に行う必要があるものに従事することを明記すること。

③ 市町村長による都道府県知事に対する要請等

市町村長は、市町村が行う被害防止施策のみによっては被害を十分に防止することが困難であると認めるときは、都道府県知事に対して必要な措置を講ずるよう要請することができるとともに、要請を受けた都道府県知事は、必要な調査を行い、その調査の結果に基づき特定鳥獣保護管理計画の作成等の措置等を講ずるよう努めること。

④ 必要な財源の確保

- ・ 国等が講ずる財政上の措置として、対象鳥獣の捕獲等に要する費用に対する補助その他被害防止施策の実施に要する費用に対する補助を明記すること。
- ・ 国等は、被害防止施策を講ずるために必要な予算の確保に努めるほか、都道府県は、狩猟税の収入につき課税目的を踏まえた適切かつ効果的な活用に配慮すること。

⑤ 捕獲鳥獣の食品としての利用等

国等が講ずる措置として、食品としての利用等を図るため必要な施設の整備充実、食品としての利用に係る技術の普及、加工品の流通の円滑化を明記すること。

⑥ 有害鳥獣の捕獲等に関わる人材の確保に資するための措置

国等は、有害鳥獣の捕獲等に関わる人材の確保に資するため、狩猟免許及び猟銃所持許可を受けようとする者の利便の増進に係る措置を講ずるよう努めるとともに、有害鳥獣の捕獲等への貢献に対する報償金の交付、射撃場の整備等の措置を講ずるよう努めること。

(2) 鳥獣保護法の一部改正

① 日出前及び日没後における銃猟の制限の緩和

住民の安全を確保するため差し迫った必要がある場合で市町村長等から銃猟をすべき旨の要請を受けたときは、日出前及び日没後においても銃猟をすることができるようにすること。

② 狩猟免許の有効期間の延長

狩猟免許の有効期間を「3年」から「5年」に延長すること。

(3) 銃刀法の一部改正

① ライフル銃の所持許可の要件の緩和

ライフル銃の所持許可の要件を「10年以上の猟銃の所持」から「5年以上の猟銃の所持」に緩和すること。

② 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習に関する規定の当分の間の適用停止

猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の規定は、当分の間、適用しないこと。

(※その間は、射撃技能の維持向上に関する規定(銃刀法第10条の2)に従って射撃練習の徹底を促進)

③ 猟銃又は空気銃の所持許可の有効期間の延長

猟銃又は空気銃の所持許可の有効期間を「3年」から「5年」に延長すること。